

宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱

（趣旨）

第1条 本市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速・支援を拡充することを目的とし、予算の定めるところにより宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）事業（以下「基金事業」という。）を実施する民間事業者に対し補助金を交付するものとする。その交付については、宮崎県の定める宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱（平成27年9月4日施行）、宮崎市補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号によるものとする。

- (1) 「介護施設等」とは別表1「(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び(4) 地域密着型サービス等整備助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」、「(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び(5) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」、「(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「1区分」の欄に掲げた施設をいう。
- (2) 「基金事業」とは次の事業をいう。
 - ア 地域密着型サービス等整備助成事業
住民にとって身近な日常生活圏域にサービス提供の拠点を置く施設（別表1「(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び(4) 地域密着型サービス等整備助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）1区分」の欄に掲げた施設）の整備について補助する事業
 - イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制の整備を支援するため、施設開設準備を行う施設（別表1「(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び(5) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）1区分」の欄に掲げた施設）について補助する事業
 - ウ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
既存施設のユニット化改修や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を目的とした改修、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換整備を実施する施設（別表1「(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業1区分」の欄に掲げた施設）について補助する事業
- (3) 「民間事業者」とは、介護施設等を設置運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等の法人をいう。

(補助対象経費及び補助金額の算定方法等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び算定方法等については、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

別表1「(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び(4) 地域密着型サービス等整備助成事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に要する費用

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ その他施設整備助成事業費として適当と認められない費用

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表1「(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び(5) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)」のとおりとする。ただし、対象となる経費は施設開設日前6か月間に要した経費に限り、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ その他施設開設準備経費等支援事業費として適当と認められない費用

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表1「(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」とおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に要する費用

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ その他ユニット化改修等支援事業費として適当と認められない費用

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合(間接補助事業にあっては、各事業主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額がある場合)には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金

に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者（間接補助事業にあつては、当該補助金に係る消費税相当額が明らかでない事業主体に係る部分）については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び地域密着型サービス等整備助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）
 - ア 施設整備申請額内訳（別紙①）
 - イ 事業計画（別紙②）
 - ウ 収支予算書（別紙③）
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）
 - ア 申請額算出内訳書（様式第2号の2）
 - イ 事業計画書（様式第3号）
 - ウ 収支予算書（様式第4号）
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
 - ア 施設整備申請額内訳（別紙①）
 - イ 事業計画（別紙②）
 - ウ 収支予算書（別紙③）
 - エ その他市長が必要と認める書類

（補助金等の交付の条件）

第6条 本事業の補助金を交付するに当たっては、規則及びこの要綱の定めによるほか、次の各号の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更（第10条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者

の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (6) 市長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は保管しておかなければならない。
- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金については、この限りでない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

2 本事業において、補助金の交付の申請を行った民間事業者（第1号から第5号までについてはその役員等を含み、第6号及び第7号についてはその役員等を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を行わないものとする。

- (1) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められる場合
- (2) 暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で、暴力団又は暴力団関係者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められる場合
- (4) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団又は暴力団関係者に対し、相当の対償のない利益の供与をしたと認められる場合
- (5) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合
- (6) 市税の未納がある場合
- (7) 宮崎市内に居住する従業者に対して、地方税法第321条の3及び宮崎市税条例（昭和30年宮崎市条例第23号）の規定に基づき、個人住民税の特別徴収を行っていない場合

3 前項の規定は、地域医療介護総合確保基金事業費補助金の交付の決定後又は交付すべき補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

（決定通知）

第7条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定書（様式第2号）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期限）

第8条 規則第6条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受理

した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 市長に提出した書類の変更をしようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び地域密着型サービス等整備助成事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)
 - ア 施設整備申請額算出内訳(変更)(別紙①-2)
 - イ 事業計画(変更)(別紙②-2)
 - ウ 収支予算書(変更)(別紙③)
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)
 - ア 申請額(変更)算出内訳書(様式第2号の2)
 - イ 事業(変更)計画書(様式第3号)
 - ウ(変更)収支予算書(様式第4号)
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
 - ア 施設整備申請額算出内訳(変更)(別紙①-2)
 - イ 事業計画(変更)(別紙②-2)
 - ウ 収支予算書(変更)(別紙③)
 - エ その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第7条第1項ただし書の規定により市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金額に変更がない場合又は事業実施に必要な経費の総額の20%以内の減額の変更とする。

(変更決定の通知)

第11条 第9条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、これを承認し、補助金交付決定書(様式第2号)により変更決定通知を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(状況報告)

第13条 施設整備に係る工事に着手したときは工事着工報告書(様式第5号)により工事に着工した日から5日以内に、補助事業の状況報告については補助事業遂行状況報告書(様式第7号)により補

助金の交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在の状況を当該年度の1月10日までに市長に提出するものとする。

2 工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に工事完了届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業の実績報告は、補助事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び地域密着型サービス等整備助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 施設整備実績額内訳（別紙①-3）

イ 事業実績報告（別紙②-3）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 精算額算出内訳書（様式第10号の2）

イ 事業実績書（様式第11号）

ウ 収支精算書（様式第12号）

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 施設整備実績額内訳（別紙①-3）

イ 事業実績報告（別紙②-3）

ウ その他市長が必要と認める書類

2 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（間接補助事業にあっては、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第13号により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 補助金の額の確定に係る通知は、補助金の額の確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第17条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数はそれぞれ2部とし、その様式は、定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備)から適用する。